

給与と外注で異なる「税金と社保」(2019年12月 内容更新)

	給与	外注
消費税	無関係です。	自分で「事業を行っている」とされるので受け取っている報酬には消費税が含まれています。 よって、年間収入が1,000万円を超えるなど一定の条件に当てはまれば消費税の申告を行う必要があります。
所得税	給料から差し引かれます。 (当年度の所得に対する所得税です。)	報酬から差し引かれる場合と、差し引かれない場合があります。
住民税	給料から差し引かれます。 (前年度の所得に対する住民税です)	差し引かれることはありません。
健康保険	多くの場合は会社を通じて加入します。	必ず自分で加入します。
年金	多くの場合は会社を通じて加入します。 (厚生年金)	必ず自分で加入します。 (国民年金)
雇用保険	週20時間以上働く場合には会社を通じて加入します。	無関係です。
労災保険	仕事が原因のケガや病気には労災保険が適用されます。	希望する場合は自分で手続きをして労災保険に加入します。